第二条第一項第一号	又は旅客数を按分した数	、旅客数を按分した数又は着陸料の収入額若しくは当該収入額を按分した額
	ロ　当該空港において国内航空に従事する航空機に係る旅客数（一の空港につき当該市町村の数が二以上である場合にあつては、当該旅客数を、空港の面積、空港に係る施設の所在の状況その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより按分した数。以下この条及び次条において同じ。）	ロ　当該空港において国内航空に従事する航空機に係る旅客数（一の空港につき当該市町村の数が二以上である場合にあつては、当該旅客数を、空港の面積、空港に係る施設の所在の状況その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより按分した数。以下この条及び次条において同じ。）
		ハ　当該空港において収納されるべき国内航空に従事する航空機に係る地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）第八条の規定による改正前の第二条第一項第一号の着陸料の収入額
第二条第二項	四分の一	二十分の一
	旅客数	旅客数で、市町村譲与額の五分の二の額を同号ハの着陸料の収入額
第二条第三項	及び同号ロ	、同号ロ及び同号ハの着陸料の収入額並びに
第二条の二第一項	若しくは同号ロ	、同号ロ
	又は同項第二号	若しくは同号ハの着陸料の収入額（同号の市町村が二以上ある場合には、これらの市町村に係る当該着陸料の収入額の合計額）又は同項第二号
第二条の二第二項	四分の一	二十分の一
	合計数で、	合計数で、都道府県譲与額の五分の二の額を同項の着陸料の収入額又はその合計額で、
第二条の二第三項	若しくは同号ロの旅客数	、同号ロの旅客数若しくは同号ハの着陸料の収入額
	若しくは旅客数	、旅客数若しくは着陸料の収入額

3　前項の規定は、令和七年度から令和九年度までの各年度における新航空機燃料譲与税法第二条及び第二条の二の規定の適用について準用する。この場合において、令和七年度にあっては同項の表中「二十分の一」とあるのは「十分の一」と、「五分の二」とあるのは「十分の三」と、令和八年度にあっては同表中「二十分の一」とあるのは「二十分の三」と、「五分の二」とあるのは「五分の一」と、令和九年度にあっては同表中「二十分の一」とあるのは「五分の一」と、「五分の二」とあるのは「十分の一」と読み替えるものとする。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条　第九条の規定による改正後の森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定は、令和六年度以後の年度分の森林環境譲与税について適用し、令和五年度分までの森林環境譲与税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三十五条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（地方税法の一部改正）

第三十七条　地方税法の一部を改正する法律（平成十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和六年法律第　号）附則第四条第一項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

（脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十八条　脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条のうち地方税法附則第九条第二十一項の改正規定中「附則第九条第二十二項」に改める。

地方交付税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第五号

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第四号中

「	4　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口
	5　労働費	七十五歳以上人口
」を「		
	4　こども子育て費	十八歳以下人口
	5　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口
	6　労働費	七十五歳以上人口
」に改め、		

同項第八号中「令和四年度」を